

令和 7 年度

市民税・県民税・森林環境税 給与所得に係る特別徴収のしおり

令和 7 年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴殿を令和 7 年度市民税・県民税・森林環境税の給与所得に係る特別徴収義務者に指定（地方税法第 41 条、第 319 条および第 321 条の 4 第 1 項並びに那覇市税条例第 45 条第 1 項）し、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の通知書を別紙のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、市民税・県民税・森林環境税の徴収および納入にあたっては、この「しおり」をご参照の上、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 令和 6 年度より森林整備等に必要な地方財源の確保の為、森林環境税（国税）が課税されています。（詳細は 1 ページ「お知らせ」をご覧ください。）
- 1 月以降の退職は一括徴収をしてください。（詳細は 5 ページをご覧ください。）
- 異動届出書等は eLTAX（エルタックス）でも提出できます。
- eLTAX による給与支払報告書の提出について
 - ・給与支払報告書の eLTAX による提出が可能です。
 - ・給与支払報告書を eLTAX で提出していただくと、特別徴収税額通知書も eLTAX による受取が可能です。
なお、特別徴収税額通知書の受取方法は、「eLTAX（電子データ）」又は「紙」どちらかでの受取となります。
 - ・eLTAX の利用方法については eLTAX のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご確認ください。
- この『しおり』は那覇市ホームページの「税金」のコーナーに掲載しております。

〒900-8585

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那 覇 市 役 所

企画財務部 市民税課

☎(098) 861-3328 (直通)

FAX (098) 862-4258

も く じ

●【お知らせ】	1	納税義務者は	6
●マイナンバー関係について	2	納入すべき市町村は	6
●特別徴収とは		退職手当等の支払を受けるべき日は	6
市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは	3	退職所得の控除額は	6
特別徴収を受ける方	3	税額の算出	6
給与以外の所得があるときは	3	退職所得金額の計算方法に係る改正について	6
納税義務のない方	3	退職所得に係る市・県民税を納入する時は	6
月割額の徴収方法	3		
特別徴収税額の変更(月割額の変更)	3	●市民税・県民税・森林環境税の算出方法	
月割額の納入場所および納期限	4	税額の計算	7
ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	4	所得控除の内容	8
納期の特例	4		
納入が遅れた場合は	4	●納入書の書き方	
特別徴収税額の納入場所	4	納入すべき税額が変更になったとき	9
納入書について	4	予備の納入書を使用するとき	9
臨時・パート従業員等の給与支払報告書の提出義務について	4	退職(給与分の税額を一括徴収し、退職分の税額を同時に納入するとき)・・・	10
●転勤・退職等は届出を		●異動届の書き方	
転勤・退職等は届出を	5	転勤者の記載例	11
1月以降の退職は一括徴収を	5	退職者の記載例(普通徴収への切替)	12
4月2日以降の就職者の特別徴収	5	一括徴収の記載例	13
特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合	5	●徴収方法変更の申出書の書き方	14
		●給与所得者異動届出書(1部)	
●退職所得に係る特別徴収		●市・県民税・森林環境税徴収方法変更申出書(1部)	
退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収	6	●特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書(1部)	
特別徴収義務者は	6	●指定通知書(初めて郵便局で納入するときに使用)	

- 1 -

マイナンバー関係について

●特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載の見直しについて

地方税法施行規則第2条第2項及び第3項の規定により、書面により特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）を送付する場合には当面の間マイナンバーを記載しないこととなりました。

【注意点】

- 1.eLTAX や光ディスク等、電子的な方法で特別徴収税額通知書を送付する場合は、引き続きマイナンバーを記載します。
2. 給与支払報告書や異動届等、特別徴収義務者が市町村に提出する書類は、引き続きマイナンバーの記載が必要です。

●個人番号（マイナンバー）とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）第2条第5項に規定する個人番号をいいます。住民票をもつ全ての人が持つ12桁の番号です。

●法人番号とは

番号法第2条第15項に規定する法人番号（13桁）をいいます。
※一法人に対し一番号のみ指定されることとなっていますので、支店や事業所独自で特別徴収を行っている場合（一法人で、那覇市の特別徴収義務者指定番号を複数持っている場合）でも法人番号は同じ番号となります。ただし、特別徴収義務者指定番号は、従来通り、別々の番号を記載してください。

●個人番号、法人番号の記載が必要な様式（一部）

No	様式名称
1	給与所得者異動届出書
2	市・県民税・森林環境税徴収方法変更申出書
3	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
4	特別徴収の納入書（裏面のみ）

●個人事業主の皆さまへ

(1)従業員の転勤・転職等で特別徴収が継続となる場合の異動届出書について転勤者等で、個人事業主から（新）事業所へ異動届出書を送付する場合、個人事業主の個人番号は記載せず、（新）事業主へ送付してください。

※個人事業主の個人番号を（新）事業所で確認できないようにするためです。

※後日、那覇市市民税課より個人事業主へ個人番号の確認を行う場合があります。

※異動者の個人番号は記載してください。

(2)退職所得に係る市・県民税の特別徴収納入申告書について
納入書の裏面にある「退職所得に係る市・県民税の納入申告書」を使用する場合は、納入申告書を金融機関と那覇市市民税課の両方にご提出ください。

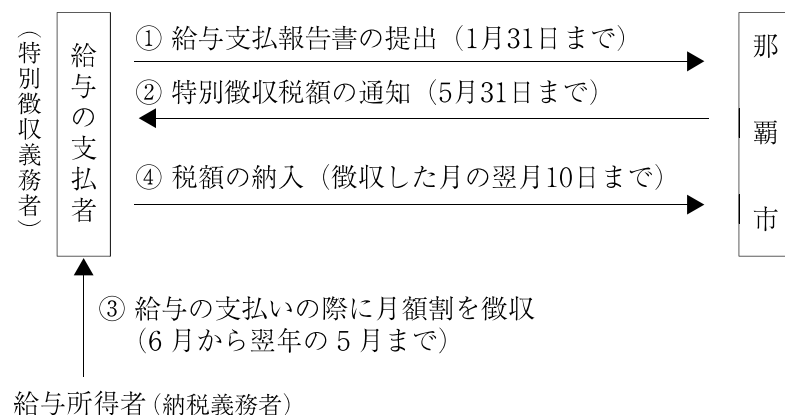
- ・金融機関に提出する納入申告書…個人番号は記載しないでください。
- ・那覇市市民税課に提出する納入申告書…個人番号を記載してください。

（那覇市市民税課に提出する納入申告書は、金融機関に提出する納入申告書のコピーに個人番号を記載したものでも結構です。）

特別徴収とは

●市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じく、給与の支払者（特別徴収義務者）が給与の支払を行うときに、その支払う給与から給与所得者（納税義務者）の市民税・県民税・森林環境税の月割額を差引徴収し、納入していただく制度をいいます。



●特別徴収を受ける方

令和6年中に給与所得があり、令和7年4月1日現在で給与の支払いを受けている方については、市民税・県民税・森林環境税を特別徴収の方法によって徴収することが、法律により義務づけられています。パート・アルバイトや本人希望といった理由により普通徴収にすることはできません。

●給与以外の所得があるときは

給与所得以外の所得があるときは、これらに係る所得割の税額は、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっています。

ただし、納税者からこの分を普通徴収（納税義務者による直接納付）の届け出がある場合は、給与所得と分離して普通徴収の方法によ

り納めることができます。

また令和7年4月1日現在で、65歳未満の給与所得者で公的年金に係る住民税（市民税・県民税）及び森林環境税がある方については、原則として、公的年金に係る税額も給与から特別徴収することになっています。なお、ご本人の希望により普通徴収にすることもできます。

令和7年4月1日現在で、65歳以上の方は、公的年金に係る税額は年金の特別徴収が開始するため、給与から特別徴収することができませんので、ご注意ください。

●納税義務のない方

令和7年1月1日現在、次のいずれかに該当する方で令和6年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入にして204万4千円未満）の方は、市民税・県民税・森林環境税が非課税となります。

- 障害者
- 未成年者（平成19年1月3日以降生まれの方）
- 寡婦及びひとり親

●月割額の徴収方法

別途『令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の通知書』に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年5月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し、翌月10日までに納入してください。

●特別徴収税額の変更（月割額の変更）

特別徴収税額の通知後に、転勤や退職等による異動が生じた場合は、事業所からの届出に基づき、当市から「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その通知書に基づいて変更後の税額を徴収・納入してください。

⑨ なお、変更が生じて、新しく納入書は送付しませんので、当初に送付しました納入書に変更額を訂正記載し、納入してください。
(訂正方法 P9参照)

●月割額の納入場所および納期限

徴収された月割額は同封した「納入書」によって県内各金融機関、あるいはゆうちょ銀行・郵便局で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（6月分は7月10日まで、7月分は8月10日まで。）

※ただし、納期限が土曜日、日曜日、祝日に当たるときは、その翌日が納期限となります。

●ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に沖縄県外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、当初納入する際に、綴込みの「指定通知書」（本しおり最終ページ）へご利用になるゆうちょ銀行・郵便局名及び提出年月日を記載して、提出してください。なお、前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので、届出の必要はありません。

●納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払を受ける方が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を市長に対して提出し、その承認を受けたときは、次のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

(1) 6月から11月までの分は、12月10日まで

(2) 12月から翌年5月までの分は、6月10日まで

※「申請書」は那覇市ホームページ「くらし・手続き」の「税金」ページよりダウンロード頂くか、市民税課までご連絡ください。

●納入が遅れた場合は

特別徴収義務者が、納期限までに税額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じて延滞金が徴収されます。

また、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになりますので、特に注意してください。

●特別徴収税額の納入場所

- (1) 琉球銀行本店および各支店・出張所
- (2) 沖縄銀行本店および各支店・出張所
- (3) 沖縄海邦銀行本店および各支店・出張所
- (4) コザ信用金庫本店および各支店・出張所
- (5) 沖縄県労働金庫本店および各支店・出張所
- (6) 沖縄県農業協同組合および出張所
- (7) みずほ銀行本店および各支店・出張所
- (8) 鹿児島銀行本店および各支店・出張所
- (9) ゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県内または指定通知書により指定されたもの）

※納期限を過ぎると取り扱いできません。納税課までご連絡ください。
納税課（098）861-6902

●納入書について

この「しおり」には納入書がついておりません。

納入書は「特別徴収税額通知書」とともに送付します。

納入書にはあらかじめ税額、特別徴収義務者名等必要事項はすべて記載してありますので、変更がなければ何も記載せずそのまま納めてください。

※なお、納税額に変更がある場合でも、納入書の再発行はしませんので、当初送付された納入書の納入金額を訂正して納めてください。
（訂正方法P9～P10参照）

また、従業員が退職した際、給与分（一括徴収分を含む）と退職所得分（退職手当等に対する課税分）の記入欄を間違えないようにしてください。

●臨時・パート従業員等の給与支払報告書の提出義務について

年の途中で退職した臨時・パート従業員等でも30万円を超える支払をした場合は、「給与支払報告書」をご提出いただく義務があります。ご提出の際には従業員の氏名、生年月日等を正しく記載し、退職時の居住地の市町村へご提出ください。※30万円以下の方についても、適切な課税の観点からご提出いただきますようお願いいたします。